

はじめに

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）が、平成20年5月より改正され、エネルギーの管理体系が、これまでの工場・事業場ごとの単位から企業単位での管理へと変更になりました。本市でも市長部局と教育委員会部局がエネルギー管理の規制を受ける特定事業者に指定されたことにより、今後5年間で21年度のエネルギー使用料の5%削減が課せられることとなりました。

今まさに、地球温暖化対策は深刻な局面を迎えています。

そのため国は、太陽エネルギーを利用した太陽光発電システム設置費補助の継続や、省エネ住宅に対する住宅エコポイント制度等を実施しています。本市においても、これまで行ってきた温暖化防止に関する啓発活動に加え、一般住宅における太陽光発電や太陽熱温水器の設置に対する補助の実施や公用車として電気自動車の導入を進めてきたところです。今後もこのような地球温暖化対策への取組みを積極的に推進するなど、引続き低炭素社会の実現に向けて邁進して参りたいと考えております。

また、本市においては「人と自然が調和するまちやつしろ」の実現に向け、平成21年2月に「八代市環境基本計画」を策定しました。本計画の点検・評価を行うため、市や市民・市民団体、事業者によるパートナーシップにより持続可能な地域社会を構築していく必要があります。今後も市民や事業者の皆様と手を携え環境行政を進めていきたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本書は、平成21年度に市及び関係機関が調査した結果を併せて、本市の環境の現況として取りまとめたものです。多くの皆様に御高覧いただくことによって、本市の環境の現状について理解と認識を深めていただき、継続的かつ積極的な活動を進めていくための一助となれば幸甚に存じます。

平成23年2月

八代市長 福島和敏